

共済金額(補償額)の算出方法

地域インデックス方式、半相殺方式 全相殺方式	$[基準収穫量] \times [補償割合] \times [1Kgあたり共済金額]$
災害収入共済方式(品質方式)	基準生産金額の4割～共済限度額の金額の範囲で選択できます。 $[共済限度額] = [基準生産金額] \times [補償割合]$

共済金の算出方法

各方式

地域インデックス方式、半相殺方式 全相殺方式	$[1kgあたり共済金額] \times [共済減収量]$ $[共済減収量] = ([基準収穫量] - [収穫量]) - [基準収穫量] \times [支払開始損害割合]$ ※地域インデックス方式は収穫量として、当年産の地域別統計単収を用います。
災害収入共済方式(品質方式)	$([共済限度額] - [生産金額]) \times [共済金額] \div [共済限度額]$

特例・特約

一筆全損特例	$([全損耕地減収量の合計] - ([全損耕地の耕地別基準収穫量の合計] \times [全損耕地支払開始割合])) \times [1Kgあたり共済金額]$
一筆半損特約	$([半損耕地減収量の合計] - ([半損耕地の耕地別基準収穫量の合計] \times [半損耕地支払開始割合])) \times [1Kgあたり共済金額]$

・上記の各方式で計算される金額と、特例・特約による金額を比較して、高い方を共済金として支払います。

留意事項

1. 加入申込期限・掛金等払込期限

加入申込書の提出について、事業規程で定める期限**4月20日**(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、伊賀市、名張市については、**5月20日**)までに提出をお願いします。
提出された加入申込書の引受内容等について確認し、お支払いいただく共済掛金等及び払込期限(**7月20日**)並びに納入場所を通知します。
なお、正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となりますのでご了承ください。

2. 告知義務と通知義務

加入申込時には、申込内容について事実を正確に記載する「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、すでに事故が発生しているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に、記載された内容に変更があった場合は、遅滞なく組合へ通知する「通知義務」があります。
このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
(1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
(2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
(3) 組合が共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合

4. 損害防止義務

共済加入者のみなさまには、水稻の通常の管理や、事故発生時又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。
例:「適期に収穫されていない。」「獣害が発生しているが十分な対策がされていない。」等
※水稻共済分割評価基準にもとづく事項が挙げられます。

5. 解除等における共済掛金等の取扱い

上記2、3、4の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

安心のネットワーク

NOSAI
お問い合わせ

三重県農業共済組合 事業部 収穫共済課

〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階 ☎059(224)0505
<https://www.nosaimie.or.jp/>



2022.12.45.800

令和5年産 水稻

農作物共済

三重県の農業者のみなさんへ



安心のネットワーク
NOSAI 三重

農作物共済(令和5年産 水稲)のご案内

共済金・農家負担掛金については、10a当たりの標準的な収量、単価、掛金率、一筆半損特約有りの場合の金額です。

引受方式	補償割合	農家負担掛金目安	しくみ	ポイント
おすすめ! 地域インデックス方式	9割 (8割・7割)	130円	地域の作況指数が低く、市町別統計単収が基準の9割～7割を下回った場合に支払対象となります。 個人の被害が反映されない場合 があるため、一筆半損特約の付加をおすすめします。	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の統計単収を基に基準単収を地域ごとに設定し引受。 9割～7割補償で、被害による減収量を統計単収で計算し、地域ごとに補償する方式です。

※地域インデックス方式の共済金支払時期は、統計単収公表後、翌年2月～3月の予定です。

引受方式	補償割合	農家負担掛金目安	共済金(支払額目安)		ポイント
			収量がなかった場合	収量が半分の場合	
はんそうさい半相殺方式	8割 (7割・6割)	240円	76,800円	28,800円	<ul style="list-style-type: none"> 農家ごとの基準収量を基に引受。 8割～6割の補償で、現地調査で被害による減収量を農家ごとに補償する方式です。

引受方式	補償割合	農家負担掛金目安	共済金(支払額目安)		ポイント
			収量がなかった場合	収量が半分の場合	
ぜんそうさい全相殺方式	9割 (8割・7割)	290円	86,400円	38,400円	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の施設計量結果等を基に基準収量を農家ごとに設定し引受。 9割～7割の補償で、施設計量結果等の資料から被害による減収量を農家ごとに補償する方式です。
災害収入共済方式(品質方式)	9割 (8割・7割)	330円	85,700円	36,700円	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の検査数量等を基に生産金額を農家ごとに設定し引受。 9割～7割の補償で、検査数量等の資料から被害による減収量と品質低下による生産金額の減少を農家ごとに補償する方式です。

※JAライスセンター・カンントリーエレベーター等での計量結果、または税務申告書類により、計量結果を把握できる場合ご加入頂けます。

一筆全損特例 について	一筆全損特例は、予め付加されています。各方式において最高補償割合を選択された場合、全損被害と認められた耕地に対して7割の補償を受けることができます。
-----------------------	--

一筆半損特約 について	<ul style="list-style-type: none"> 一筆半損特約は、わずかな掛金で加入申込時に特約として申込みことができます。 耕地ごとに5割以上の被害が認められた場合、2割(最高補償割合を選択の場合)の補償を受けることができます。 農家ごとの補償で共済金の支払対象とならない場合でも補償を受けることができます。
-----------------------	--

加入資格者

- 水稲と麦の耕作面積の合計が10a以上の農業者
- 全相殺方式及び災害収入共済方式(品質方式)は上記に加えて、原則として過去5年間及び当年の収穫量を把握できる客観的資料(JA等計量結果、税務申告書類等)が得られる農業者

共済責任期間・対象となる共済事故

【共済責任期間】

移植期(直播の場合発芽期)から収穫期まで(収穫とは適期に刈り取ることをいいます。ほ場から搬出したものについては補償の対象外です。)
 ※申告を受けた被害耕地は現地確認を行いますので、被害申告は必ず収穫する前にお願いします。

【対象となる共済事故】

風水害、干害、その他気象上の原因による災害、病虫害及び鳥獣害による収穫量の減少
 災害収入共済方式(品質方式)においては上記の被害に加えて品質の低下による生産金額の減少



風水害



獣害



虫害(ジャンボタニシ)

加入申込期限 掛金等払込期限

申込期限:**4月20日まで**
 (桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、伊賀市、名張市については、**5月20日まで**)
 払込期限:**7月20日まで**

※正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合には、共済関係の解除を行うこととなりますのでご了承ください。

掛金 危険段階別共済掛金率

$$\text{農家負担掛金} = [\text{共済掛金}] - ([\text{共済掛金}] \times [\text{国庫負担割合}]) + \text{賦課金}$$

$$\text{共済掛金} = [\text{共済金額}] \times [\text{共済掛金率}]$$

- 農業者の負担を軽減するために、共済掛金の5割を国が負担します。
- 自動車保険と同様に共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が変動する仕組みになります。危険段階は「0」を中心に上下20区分ずつの41段階に区分されます。加入1年目は0区分が適用されます。

損害防止事業

加入された農業者には、鳥獣害対策・ジャンボタニシ防除の一部費用助成を予定しています。
 詳細及び申請方法は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

収入保険のおしらせ

青色申告をされている方は収入保険をおすすめします。

- 自然災害はもちろん、収穫後の事故や価格低下も含め、販売収入の減少を広く補償します。
- 本人や共同作業者のケガや病気等、又は収穫後の運搬中・保管中に事故が発生した場合も補償します。

令和5年1月1日より収入保険に加入された方については、令和5年産農作物共済(水稲)に加入することはできません。

農作物共済に加入後、令和5年の収穫までに収入保険に移行される法人の方は、収入保険への切り替えまでの期間の共済事故については事故発生通知をおこなっていただければ収入保険にて補償の対象とします。農作物共済の契約期間は事業年度開始までとし、共済掛金・事務費賦課金は全額返金されます。